

国立大学法人埼玉大学経営協議会における  
学外委員選考及び運営の方針

令和3年12月20日  
学 長 裁 定

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者から幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に活かすための会議体である。

埼玉大学では、経営協議会のそのような役割を踏まえ、本学の役職員でない委員（以下、「学外委員」という。）については、以下の方針により選考する。

- 国立大学法人埼玉大学経営協議会規則（以下、「経営協議会規則」という。）第2条第2項に規定されているとおり「大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者」であって、幅広い経験と実績かつ十分な社会的信用を有しており、大学に対して戦略的な視点から助言できる者を選考する。
- 経済・産業界、教育行政、アカデミック分野、地方公共団体、マスメディアなど多様な業種や所属組織からのバランスを考慮した視点で助言できる者を選考する。
- ダイバーシティ及びインクルージョンの実現を考慮し、真に多様性を活かすことができるインクルーシブな風土作りに資する者を選考する。

また、学外委員から意見等を得ることは、大学経営において貴重な機会であることから、以下の方針により経営協議会を運営する。

- 多くの学外委員に出席頂くため、会議の開催日程は、あらかじめ早い時期に開催予定日を提示するとともに、Web会議システムも積極的に活用する。
- 委員から多くの意見を得られるよう、審議事項にかかる資料の事前送付等を行い、議題の趣旨や資料の内容を確認・把握するための期間を設ける。
- 本学の抱える課題を踏まえた審議が行えるよう、経営協議会規則第4条に規定されている審議事項に加え、可能な限り懇談事項を設定して本学の課題への共通理解の促進に努める。
- 学外委員からの助言や意見については、本学の経営への活用状況等として本学ホームページに公表する。